

事務連絡
令和2年12月24日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
副会長兼専務理事 境 政 人

マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進について（協力依頼）

このことについて、令和2年12月11日付け事務連絡をもって、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課課長補佐（獣医事班担当）から、別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、今般、菅内閣総理大臣の所信表明演説において、令和4年度末にほぼ全国民にマイナンバーカードが行き渡ることを目指していく旨の発言があったところであり、政府として、普及拡大に向け、改めて取組を進めており、マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進の呼びかけについて協力を依頼されたものです。

つきましては、貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

本件のお問合せ先

公益社団法人 日本獣医師会

総務担当：長野

TEL 03-3475-1601

事務連絡
令和2年12月11日

公益社団法人 日本獣医師会
境政人 副会長兼専務理事 殿

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課課長補佐
(獣医事班担当)

マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進について（協力依頼）

貴会におかれては、平素から農林水産行政に御協力いただき、厚く御礼を申し上げます。さて、マイナンバーカードの普及については、これまでも、昨年6月4日にデジタル・ガバメント閣僚会議で決定された「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」（別添1）に基づき、各業所管官庁から関係業界団体等に対して、マイナポイント事業による消費活性化策や令和3年3月から開始予定のマイナンバーカードの健康保険証利用を念頭に、マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進を呼びかけていただいているところです。

マイナンバーカードの健康保険証利用は、企業の健康保険に係る事務のコスト縮減につながることを期待されます。また、従業員にとっても、公的な身分証明書になる他に、マイナポイント1人5,000円分（上限）がもらえるとともに、住民票の写し、課税証明書等のコンビニでの取得、e-Taxによる確定申告等での利用、さらには今後、運転免許証との一体化も検討され、住所変更等の際、市区町村窓口でマイナンバーカードの住所変更をすれば警察署に届け出ること不要になるなど、マイナンバーカードは、大きなメリットがあるカードです。

今般、菅内閣総理大臣の所信表明演説において、令和4年度末にほぼ全国民にマイナンバーカードが行き渡ることを目指していく旨の御発言があったところであり、政府として、普及拡大に向け、改めて、取組を進めているところです。

以上を踏まえ、内閣官房副長官補室、内閣官房番号制度推進室、総務省自治行政局住民制度課及び厚生労働省保険局医療介護連携政策課から、マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進の呼びかけについて依頼がありました。

つきましては、下記の要領で、貴団体の従業員及び会員事業者に対し、マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進の呼びかけを行っていただきますよう、お願い申し上げます。

記

- 1 会員事業者に対する呼びかけに係る通知のひな形を用意しましたので、御活用ください（別添2）。

通知のひな形は、そのまま、貴団体の会員様へ発出いただけるよう、作成しています。御自由に御活用ください。なお、貴業界や貴団体等の実態にかんがみ、適宜修正いただいで結構です。また、本依頼文書を添付していただいても差支えありません。

2 通知の発出に当たっては、以下の関連する動画・チラシ・ポスター・リーフレット等の広報素材を併せて会員に対し情報提供してください。

① チラシ「メリットいっぱいマイナンバーカード」

(マイナンバーカードにおけるメリット、取得方法、安全性等を網羅した資料)

<https://www.cao.go.jp/bangouseido/pdf/meritippai.pdf>

② 説明動画「メリットいっぱいマイナンバーカード」

(動画でマイナンバーカードのメリット、取得方法、安全性等について紹介)

<https://www.cao.go.jp/bangouseido/link/prmovie33.html>

③ ポスター「これからは手放せない！マイナンバーカード」

(マイナンバーカードのメリットをポスターの形で紹介)

https://www.cao.go.jp/bangouseido/pdf/poster2019_card.pdf

④ リーフレット「持ち歩いても大丈夫！マイナンバーカードの安全性」

(マイナンバーカードの安全性や紛失時の対応について紹介)

https://www.cao.go.jp/bangouseido/pdf/leaf2019_security.pdf

⑤ リーフレット「つくってみよう！マイナンバーカード」

(マイナンバーカードの申請方法や手順を紹介)

https://www.cao.go.jp/bangouseido/pdf/leaf_card_apply_20201020_a4.pdf

⑥ リーフレット「利用申込受付開始！マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります！」

(マイナンバーカードで健康保険証として利用するための申込方法等について紹介)

https://www.cao.go.jp/bangouseido/pdf/leaf2020_hokensho_moshikomi.pdf

⑦ リーフレット「2021年3月(予定)からマイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります！」

(マイナンバーカードで健康保険証として利用するメリット等について紹介)

https://www.cao.go.jp/bangouseido/pdf/leaf2019_hokensho3.pdf

⑧ リーフレット「マイナンバーカードで上限5000円分のマイナポイントがもらえる！」

(マイナポイントの予約・申込方法について紹介)

https://www.cao.go.jp/bangouseido/pdf/leaf_mynapoint_20201020_a4.pdf

⑨ リーフレット「マイナンバーカードでつかってみよう！マイナポータル」

(子育てや介護のオンライン申請や行政からのお知らせの受取等ができるマイナポータルについて紹介)

https://www.cao.go.jp/bangouseido/pdf/leaf_mynaportal_20201106_a4.pdf

⑩ 広報用ひな形原稿(文字のみ)

(貴社において、広報誌やメールマガジン等で発行・送付する機会に、マイナンバーカードの普及促進を掲載いただける際のひな形原稿)

⑪ マイナンバーカードに関するFAQ

(マイナンバーカードに関するよくある質問と回答)

3 従業員に対する呼びかけ及び会員事業者に対する通知の発出は、できる限り速やかに(年内目途に)実施していただくようお願い申し上げます。



マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針（抄）

令和元年6月4日
デジタル・ガバメント閣僚会議

I 基本的考え方

国民にマイナンバー制度のメリットをより実感していただけるデジタル社会を早期に実現するため、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤であるマイナンバーカードの普及とその利便性の向上等を図るとともに、社会保障の公平性の実現、行政の利便性向上・運用効率化等に向け、マイナンバーの利活用の促進を図る。

このため、令和2年度に実施するマイナンバーカードを活用した自治体ポイントによる消費活性化策について、利便性が高く、将来のポイント利用の拡張性も担保したシステム基盤を目指し、マイナンバーカードの普及につなげる。

令和3年3月からは、マイナンバーカードの健康保険証利用の仕組みを本格運用する。その際、全国の医療機関等が円滑に対応できるよう、医療機関等の読み取り端末、システム等の早期整備を十分に支援する。さらに、国家公務員や地方公務員等によるマイナンバーカードの率先した取得を促すとともに、各保険者による取得促進策の速やかな具体化を推進する。

（略）

各府省は、本方針を踏まえ、マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進を強力に推進するとともに、各業所管官庁から関係業界団体等に対してマイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進を呼びかけ、マイナンバーカードを基盤とした安全・安心で利便性の高いデジタル社会と公平で効率的な行政の構築を目指す。

II マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進

3. マイナンバーカードの円滑な取得・更新の推進等

(2) 全業所管官庁等を通じた計画的な取組と定期的なフォローアップ

マイナンバーカードの普及と健康保険証利用に向け、全ての企業において必要な手続きが円滑に進むよう、本年7月に、全業所管官庁等の局長級会議を設置する。

業所管省庁毎に、工程表等を作成し、各団体等への要請、説明会の開催、カード申請出張サービスの案内等を進めるとともに、定期的なアンケート調査等を通じて、マイナンバーカードの普及状況等のフォローアップを行う。

また、健康保険証利用が円滑に進むよう、各業所管省庁から業界団体等を通じて、初回登録、医療機関へのシステム対応等の働きかけ、被保険者への周知等を実施する。

あわせて、主要経済団体等を通じて、同様の取組を行う。

I 基本的考え方

- 国民にマイナンバー制度のメリットをより実感していただけるデジタル社会を早期に実現するため、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤であるマイナンバーカードの普及とその利便性の向上等を図る。
- 社会保障の公平性の実現、行政の利便性向上・運用効率化等に向け、マイナンバーの利活用の促進を図る。

II マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進

1. 自治体ポイントの活用

- (1) 制度設計等 (基本的な制度設計について、検討を加速し、結論を得次第、順次広報を実施。)
- (2) 環境整備 (本年未までに、協議会への全地方公共団体の参加勧奨。マイキーID設定の簡素化、ID設定の支援、広報)

2. マイナンバーカードの健康保険証利用

- (1) 医療の質と利便性の向上等 (確実な本人確認と保険資格確認、過誤請求防止、特定健診情報等の活用、薬剤費の節約、顔認証の活用 等)
- (2) マイナンバーカードの健康保険証利用に向けた環境整備 (マイナンバーカードの健康保険証利用を令和3年3月から本格運用。令和4年度中に概ね全ての医療機関での導入を目指すこととし、具体的な工程表について、本年8月を目標に公表。令和4年度末までの具体的な移行スケジュールを含め、保険者毎の被保険者のカード取得促進策についても、本年8月を目標に公表。国家公務員及び地方公務員等については、本年度内にマイナンバーカードの一斉取得を推進。)
- (3) 企業の総務事務の効率化の促進等 (社員証、社員の健康管理、社会保険・税手続きのワンストップ化 等)

3. マイナンバーカードの円滑な取得・更新の推進等

- (1) 全市区町村における交付円滑化計画の策定・推進等(安全・安心で利便性の高いデジタル社会をできる限り早期に実現する観点から、令和4年度中にほとんどの住民がマイナンバーカードを保有することを想定し、具体的な工程表を8月を目標に公表。市区町村に対し必要な財政支援を実施。)
- (2) 全業所管官庁等を通じた計画的な取組と定期的なフォローアップ (全企業において必要な手続きが円滑に進むよう、フォローアップを実施。)
- (3) マイナンバーカード申請・交付機会の拡大等 (企業等への出張申請サービス等の積極的展開、他の行政機関等 (ハローワーク、税務署、運転免許センター、病院、介護施設、学校、郵便局、出入国在留管理局等)との連携強化による市区町村の出張窓口の設置 (臨時措置))
- (4) 住民票作成時のマイナンバーカード申請手続き整備 (新生児、外国人等の住民票作成)
- (5) 取得申請事務の簡素化等 (写真撮影、入力支援、平日夜間・休日の窓口開庁や臨時窓口の設置等)
- (6) 電子証明書等の更新への対応

4. マイナンバーカードの利便性、保有メリットの向上、利活用シーンの拡大

- ①デジタル・ハローワーク・サービス、②デジタル・キャンパス、③納税手続きのデジタル化、④建設キャリアアップシステムとの連携、⑤各種カード、手帳等との一体化によるデジタル化、⑥公的サービス等での利用拡大、⑦マイナンバーカード読み取り対応スマートフォン等の公的個人認証の利便性向上
- ### 5. マイナンバーカードの安全性や利便性、身分証明書としての役割の拡大と広報等
- ### 6. マイナンバーの利活用の推進 (情報連携の推進、金融機関等との連携、行政の効率化)

III フォローアップ等

- 真に効果的・効果的な手法により実施。内閣官房は、各府省の施策の実施状況等を定期的にフォローアップし、デジタル・ガバメント閣僚会議に報告。

広報用ひな形原稿（文字のみ）

貴社もしくは貴法人において、広報誌やメールマガジン等で発行・送付する機会に、マイナンバーカードの普及促進を掲載いただける際に、以下のとおり、ひな形原稿を用意しましたので、ご活用ください。

1 ひな形原稿（400文字程度）

タイトル：メリットいっぱいマイナンバーカード

平成28年1月から利用が始まったマイナンバーカードですが、利活用の範囲が広がり、これからは手放せないカードとなってきました。

暮らしを便利にする点として、

- 1 顔写真入りのため、身分証明証になる。
 - 2 全国のコンビニで住民票の写しや課税証明書などが取得できる。
※ 市区町村によってサービス内容が異なります。
 - 3 マイナポイントで最大5,000円分がもらえる。
 - 4 健康保険証として使える！（令和3年3月実施予定）
 - 5 スマートフォン、パソコンを利用して、オンラインで確定申告ができる。
- などのことができるようになります。

マイナンバーカードを作るには、市区町村の窓口のほかに、スマートフォン、パソコン、郵便、照明用写真機からも申請できますので、ぜひ早めに取得ください。

申請方法の詳細については、ホームページ (<https://www.kojinbango-card.go.jp/kofushinse/>)、パンフレットなどを御覧ください。

マイナンバーについてのお問合せ マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178

2 ひな形原稿（200文字程度）

タイトル：メリットいっぱいマイナンバーカード

マイナンバーカードの利活用の範囲が広がり、これからは手放せないカードとなってきました。マイナンバーカードを作るには、市区町村の窓口のほかに、スマートフォンやパソコンなどからも申請できます。申請方法の詳細については、ホームページ (<https://www.kojinbango-card.go.jp/kofushinse/>) やパンフレットなどを御覧ください。

マイナンバーについてのお問合せ マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178

マイナンバーカードに関するFAQ

令和2年12月1日現在

- Q 1. マイナンバーカードとは？マイナンバーとの違いは何か？
- Q 2. マイナンバーカードを申請するにはどうしたらいいか？
- Q 3. 銀行や勤務先等でマイナンバーカードの提示を求められた時、提示していいのか？
- Q 4. 裏面のマイナンバーを他人に見られたらどうしたらいいのか？
- Q 5. マイナンバーカードのICチップの中には、たくさんの個人情報が記憶されているのでないか？
- Q 6. マイナンバーカードを悪用されたりしないのか？
- Q 7. マイナンバーで預貯金額や医療などのあらゆる情報を国から監視されるのではないか？
- Q 8. マイナンバーカードを紛失したり盗難にあったらどうしたらいいのか？

Q 1. マイナンバーカードとは？マイナンバーとの違いは何か？

A 1. マイナンバーは12ケタの番号そのものとなりますが、マイナンバーカードは申請して、取得できる顔写真付きのプラスチック製のICチップ付きカードで、マイナンバーの他に、氏名・住所・生年月日・性別が記載されています。また、ICチップには「電子証明書」が搭載されており、オンラインでも使用できる公的な本人確認書類です。

令和3年3月（予定）からは、健康保険証として利用できるようになります。

Q 2. マイナンバーカードを申請するにはどうしたらいいか？

A 2. スマートフォン、パソコン、証明用写真機、郵便の4つの申請方法があります。申請から交付まで約1か月かかります。手続きが手軽で簡単なスマートフォンからの申請は、

- ① スマホで顔写真を撮影、
- ② スマホで交付申請書のQRコードを読み取る、
- ③ 申請用ウェブサイトでメールアドレスを登録、
- ④ 申請者専用ウェブサイトのURLが届いたら、顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了です。

申請から約1か月後、市区町村から交付通知書が届きますので、交付通知書に記載の必要書類を持参して、マイナンバーカードを受け取ります。

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、適切な時期に窓口に来ていただくようお願いいたします。

Q 3. 銀行や勤務先等でマイナンバーカードの提示を求められた時、提示していいのか？

A 3. 銀行や勤務先等でマイナンバーの提示を求められたときは、表・裏両面を見せてください。

レンタルショップ等で本人確認書類として使用するときは、表面のみを見せてください。

健康保険証として利用する際は、マイナンバーカードを顔認証付きのカードリーダーにかざしてください。オンラインで、あなたの医療保険資格を確認します。

Q 4. 裏面のマイナンバーを他人に見られたらどうしたらいいのか？

A 4. もし見られたとしても、他人は悪用できない仕組みになっています。

マイナンバーを使う手続きでは、顔写真付の身分証明書での本人確認が必要なため、他人があなたのマイナンバーを使うことはできません。

Q 5. マイナンバーカードのICチップの中には、たくさんの個人情報記憶されているのではないのか？

A 5. ICチップに記憶されている情報は、マイナンバーカードに記載されている氏名、住所、生年月日、顔写真及びマイナンバーの情報と電子証明書のみが記憶されています。また、マイナンバーカードのICチップには、税や年金などのプライバシー性の高い情報は入っていません。マイナンバーカードを利用してカード内に個人情報は蓄積されず、保険証として使えるようになっても、健診結果や薬剤情報などがICチップに入ることはありません。

Q 6. マイナンバーカードを悪用されたりしないのか？

A 6. 顔写真入りのため悪用は困難な他に、ICチップを利用して情報を利用するには暗証番号が必要であり、不正に情報を読み出そうとするとICチップが壊れる仕組みになっています。暗証番号を一定回数間違えると、カードがロックさ

れます。

Q7. マイナンバーで預貯金額や医療などのあらゆる情報を国から監視されるのではないか？

A7. マイナンバーで情報を1か所に集めて管理することを法律で禁止しているため、あなたの情報を1か所に集めて管理する仕組みになっていません。(分散管理)

手続を受け付ける行政職員だけが、その手続に必要な情報に限りアクセスすることが許されています。

また、不正なアクセスが行われないように、第三者機関の「個人情報保護委員会」が監視・監督しています。

Q8. マイナンバーカードを紛失したり盗難にあったらどうしたらいいのか？

A8. 紛失や盗難があった場合でも、24時間365日体制で、マイナンバーカードの一時利用停止が可能です。

受付は、マイナンバー総合フリーダイヤル0120-95-0178に連絡してください。